

ご意見の内容	ご意見に対する考え方
<p>オンライン診療の保険診療での算定要件についての慎重な議論が繰り返されていることと存じます。不適切な利用がないようにエビデンスを示した上でルールの特和が検討されるべきという意見も理解できます。ただ「自由診療で『原則初診対面診療が必要』という制限を設けることは外してもらえないか」と願います。エビデンスを出そうにも、厳格なルールのもとでは革新的なデータを出すこと自体が不可能となります。オンライン診療は今までにはない診療の在り方を実現し、国際社会にも貢献しうる将来性のある診療スタイルだと思います。その可能性を模索するためにも、自由診療だけでも制限を緩和してもらいたいと願う次第です。（個人／医師・歯科医師）</p>	<p>医療の質の担保という観点から慎重な意見も多い部分であり、今後も引き続きモバイルヘルスシンポジウムの開催を重ね、議論を深めつつ引き続き検討を続けていきたいと考えております。</p>
<p>オンライン診療という、患者側が地理的な条件に関係なく、自分に適した医師を選択できるシステムであるにもかかわらず、初診は対面診療を義務付けられている状況は、患者側にとっても大きな不利益だと思います。少なくとも自由診療については、この条件と取り扱うべきだと思います。（個人／その他の職種）</p>	<p>医療の質の担保という観点から慎重な意見も多い部分であり、今後も引き続きモバイルヘルスシンポジウムの開催を重ね、議論を深めつつ引き続き検討を続けていきたいと考えております。</p>
<p>スマホ等を用いた中医学的舌診により、現在の疾患状況のみならず、ある程度、将来的にどのような疾患になりやすくなり、また、その方がどのような漢方薬を服用すれば（どのような食事をすれば（薬膳も含む））それを防げるかが分かります。セルフメディケーションの一環として、中医学的舌診の活用を、オンライン診療の一部として取り入れることを提案いたします。（個人／薬剤師）</p>	<p>今回の政策提案は制度全般に関する意見にとどめました。今後も引き続きモバイルヘルスシンポジウムの開催を重ね、議論を深めつつ引き続き検討を続けていきたいと考えております。</p>
<p>1.ITヘルスケア学会移動体通信端末の医療応用に関する分科会「オンライン診療の推進に関する提案」のP9「（夜間や休日なども含めた）緊急時に...中略...」とする要件は削除すべきと考える。」に対して、適切な医療を受けられる体制を整えるため、離島やへき地、引越などの合理的な理由がある場合に限り完全に時間の規制を撤廃すべきである。          2.厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」のP16「(5)薬剤 処方・管理」②最低限遵守する事項 i 現にオンライン診療を...中略...ただし、在宅診療、離島やへき地等、速やかな受診が困難である患者に対して、...略」に対して、患者や医師の負担軽減のため、新たな疾患に対する医薬品の処方について、在宅医療、離島やへき地等、速やかな受診が困難である患者でなくても可能とすべきである。（PHC株式会社）</p>	<p>「1.」に関しましては、中医協総会（第442回）でも報告されている通り、オンライン診療を必要とする患者が満たせない要件として最も多く挙げられているものが「緊急時に概ね30分以内に対面診療が可能であること」であること、および「オンライン診療の適切な実施に関する指針」により緊急時の安全性は一定程度担保されていると考えることから、このような意見としております。一方で、頂いたご意見を踏まえ、中医協の議論を注視しつつ、引き続き検討を続けていきたいと考えております。          「2.」に関しましては慎重な意見も多い部分であり、今後も引き続きモバイルヘルスシンポジウムの開催を重ね、議論を深めつつ引き続き検討を続けていきたいと考えております。</p>